

自立支援医療費（育成医療）支給制度について

治療により、身体上の障害が軽くなり日常生活が容易にできるように医療が必要な児童（18歳未満）に対して行う医療を育成医療といいます。

自立支援医療費（育成医療）支給制度は、対象となる疾患（障害）及び当該疾患に関連する傷病に対する医学的処置・薬剤又は治療用装具などの医療（入通院とも）の支給にかかる費用の一部を公費によって支給する制度です。

平成25年4月より大阪府から市町村へ権限委譲されました。

1. 対象となる方

岸和田市に住所を有する18歳未満の身体に障害のある児童、又は現存する疾患を放置しておくとして将来において障害を残すと認められる児童であって、確実な治療の効果が期待できる児童が対象となります。

2. 対象となる疾患（障害の範囲）

- ①視覚障害
- ②聴覚・平衡機能の障害
- ③音声・言語・咀嚼（そしゃく）機能の障害
- ④肢体不自由
- ⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸又は肝臓機能の障害
- ⑥先天性の内臓機能の障害（⑤を除く）
- ⑦ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障害

※疾患や障害の内容により、対象となる治療が制限される場合があります。また、経過観察、検査のみで治療の伴わない場合などは対象となりません。

3. 利用できる医療機関

各都道府県等の指定を受けた自立支援医療機関（病院、診療所、薬局、訪問看護等）（以下、「指定自立支援医療機関」という。）の中から選定し、「自立支援医療受給者証（育成医療）」（以下、「受給者証」という。）に記載された医療機関でのみ自立支援医療を受けることができます。

4. 医療の範囲

対象となる疾患（障害）及び当該疾患に関連する傷病について、診察・医学的処置・手術などの治療・投薬・治療用装具などの医療（入通院とも）が対象となります。また、院外処方投薬や、訪問看護（指示書に基づく）も対象となります。

ただし、医療保険の対象とならない治療・投薬等の費用、受給者証に記載された内容と関係のない疾患の医療費、入院時の食事療養にかかる標準負担額相当額については対象となりません。

5. 自己負担

医療費の自己負担は、1割負担となります。ただし、受診者の「世帯」の所得や疾病等に応じて、月額自己負担上限額が定められています。

※「世帯」とは：同一の保険に加入している家族をいいます。

「世帯」の所得区分は：健康保険など国民健康保険以外の医療保険の場合は、被保険者の所得により認定されます。国民健康保険の場合は、「世帯」内の被保険者全員の所得により認定されます。

【自己負担の概要】

生活保護世帯	市町村民税非課税		市町村民税課税		
	収入≤80万円/年 低1	収入>80万円/年 低2	市町村民税(所得割)< 3万3千円/年 中間1	3万3千円/年≤市町村民税 (所得割)<23万5千円/年 中間2	23万5千円/年≤ 市町村民税(所得割) 一定以上
負担額 0円/月	負担上限額 2,500円/月	負担上限額 5,000円/月	(更生医療・精神通院医療) 負担上限額 医療保険の自己負担限度額		公費負担の対象外 (医療保険の負担割合)
			(育成医療) 負担上限額 5,000円/月	(育成医療) 負担上限額 10,000円/月	
			重 度 か つ 継 続		
			負担上限額 5,000円/月	負担上限額 10,000円/月	負担上限額 20,000円/月

 経過的特例対象(平成27年3月31日まで)

※「重度かつ継続」の対象(①又は②のいずれかに該当すれば対象になります)

① 疾病・症状等から対象となる場合

腎臓機能障害(人工透析、腎移植治療)、小腸機能障害(中心静脈栄養法による治療)、免疫機能障害(HIV感染に対する治療)、心臓機能障害(心臓移植後の抗免疫療法)、肝臓機能障害(肝臓移植後の抗免疫療法)

② 高額な医療費負担が継続することから対象となる場合

受診する方の属する「世帯」が直近1年間において3回以上高額療養費制度を受けた方

6. 件数・申請者数・金額について

平成26年3月14日時点

申請件数：154件、申請者数：99名

※障害の重複や継続申請があるため差が生じています。

平成25年4月診療分～平成26年1月診療分

助成件数：405件 助成金額：7,625,558円